

令和3年度（2021年度） 豊中市家庭用燃料電池システム（エネファーム） 設置補助金交付制度のご案内

豊中市では、家庭用燃料電池（エネファーム）の普及を促進することにより、民生家庭部門における温室効果ガスの削減を推進するため、対象システムの設置費用の一部を補助します。

1. 募集期間

令和3年（2021年）5月17日（月）～令和4年（2022年）2月28日（月）

2. 申込先

豊中市環境部環境政策課 環境企画係（豊中市役所第一庁舎5階）
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1
電話：06-6858-2127
FAX：06-6842-2802

申込用紙は、豊中市環境政策課の窓口で配布するほか、ホームページからダウンロードもできます。

<受付について>

- ・ 新型コロナウイルス感染防止のため、当面の間、原則郵送での受付となります。
- ・ 郵送の場合は、配達記録が残る方法で提出してください。
- ・ FAXでの受付はできません。

※配達記録受付日が令和3年（2021年）5月17日（月）から令和4年（2022年）2月28日（月）までのものに限りです。

- ・ 必要書類が揃ったものから先着順で受付します。
- ・ 申込期間内であっても、補助金の予算額に達し次第受付を終了します。
- ・ 黒ボールペンで記入してください。（消えるインクのボールペンは使用不可）
- ・ 記入後の申込書は、必ずコピーを取り保管してください

3. 補助対象経費と補助金額

補助対象経費	対象となるシステム	補助金額
本体及び付属機器購入費 ※設置工事費は補助対象外 となります	① 未使用品であること ② 一般社団法人 燃料電池普及促進協会(FCA)が指定する対象システムであること	補助対象経費の10分の1に相当する額。 ※その額に千円未満の端数があるときは切り捨てるものとします。 ※ <u>6万円を上限</u> とします。

4. 補助金の交付対象者

補助金の交付は、以下のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 自ら居住し、もしくは居住しようとする市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む）に設備を設置する方であること。（別荘、倉庫などの通常居住に使われていない建物は補助の対象外となります。）
- ② 令和4年（2022年）2月28日（月）までに補助金交付申込兼実績報告書を提出することができること。
- ③ 令和4年（2022年）3月31日（木）までに補助金交付請求書を提出することができること。
- ④ 補助金の交付を受けようとする対象機器について、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 「豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）普及促進補助金」の交付申込をしていないこと。

5. 手続方法

（1）補助金交付の申込み

以下の書類を環境政策課に郵送してください。

- ① 豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付申込兼実績報告書（様式第1-1号）
- ② 対象システム設置後の現況写真 ※以下すべてのカラー写真を提出してください。
 - 燃料電池ユニットの全景
※ 家の一部などを入れて撮影してください。
 - 燃料電池ユニットの品名番号および製造番号（銘板）のアップ
- ③ 対象システムの運転中の状況を示す付属リモコンの写真
- ④ 対象システムの設置位置が分かる図面（住宅のどの辺りに対象システムを設置したか、位置を記入した平面図。手書き可）
- ⑤ 領収書のコピー（対象システムの設置費に係るもの）
- ⑥ 領収書内訳書（様式第1-2号）
- ⑦ 対象システムの保証書のコピーおよび保証登録カードのコピー
- ⑧ 対象システムを設置した住宅に居住していることを示す書類（別表参照）
- ⑨ その他、市長が必要と認める書類

⑩対象システムを設置する住宅が集合住宅である場合は、管理組合等当該住宅を管理する者の承諾書 ← 集合住宅の場合は他にも書類が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。

（2）補助金の交付決定及び交付額の確定

申込書の審査の結果、適正と認めた場合は、補助金交付決定兼交付額確定通知書を送付します。

(3) 計画の中止

交付決定後に、やむをえない事情により手続きを中止しようとするときは、速やかに「豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付申込取下書」(様式第4号)を環境政策課に提出してください。

(3) 補助金の請求

「豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付決定兼交付額確定通知書」を受けたときは、令和4年(2022年)3月31日(木)までに、「豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付請求書」(様式第6号)を市に提出してください。請求書を受け付けてから概ね1ヶ月で、補助金を指定の口座に振り込みます。

6. システム設置後について

(1) システムの適正管理義務

- ・補助金を受けて設置したシステムは、6年間適切な維持管理に努めてください。
- ・設置したシステムは6年間売却、譲渡、貸与等はできません。自然災害その他受給者の責めに帰することができない理由でシステムが使用不能になったとき、又はシステムを設置した住宅の所有権の移転が発生したときは、豊中市家庭用燃料電池システム処分届出書(様式第9号)を市に提出してください。

7. 周辺環境への配慮のお願い

一般家庭において、空調機器、給湯機器、発電機器などが低周波音を含む騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。これらの機器を設置する際には、販売業者や設置業者などによく相談の上、周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします。